山口県由宇青少年自然の家 事業計画書 (R8~R12) 概 要 版

1 使用者の平等な使用を確保

(1) 平等な使用計画等 (2) 受入事業の方針

条例、規則等を遵守し、全ての使用者に開かれた施設として、公平、公正、公益を重視した 運営を行うとともに、本県教育目標の具現化に向けた事業を展開します。

また、県づくりの基本目標をめざすとともに、財団の設置目的を踏まえ、使用者の期待に応える事業を展開します。

2 施設の効用を十分に発揮

(1) 管理運営の基本的方針

(1) 青少年教育施設の管理についての経営理念、運営方針

<経営理念>

豊かな自然を活用した体験活動等を通じて、「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」をめざすとともに、「ふれあい」をキーコンセプトに、多種多様な創作活動等を通じて、 県民のウェルビーイングの向上をめざします。

<運営方針>

- (ア) 学校の教育活動、スポーツ少年団等による育成活動への支援の充実を図ります。
- (イ) 県民の「学びたい」に応える学習機会、体験活動を提供します。
- (ウ) 社会の変化に柔軟に対応した施設運営を行います。
- (エ) 使用者の安全・安心の確保を最優先した運営を進めます。

②応募団体の特色・PRできる点

- (ア) 4期20年の指定管理受託の実績で積み上げた、確かな運営ノウハウがあります。
- (イ) 教育機関等との強固なつながりにより優秀な人材を確保することができます。
- (ウ) 財団内の組織力を生かしたダイナミックな事業が展開できます。

(2) 利用促進に向けた取組み

①利用促進に向けた具体的・現実的な対応

計画的な広報活動と魅力の発信に積極的に取り組みます。

②令和8年度から令和12年度までの施設使用者数の見込みと対策

| 年 度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 目標値 | 26,000 人 | 28,000 人 | 30,000 人 | 33,000 人 | 35,000 人 |

※令和元年度(コロナ禍前)の延べ施設使用者数34,027人を目標に設定

③使用者のサービス向上に向けた具体的な対応策

使用者のニーズを適宜把握し、対応可能なものから迅速に対応します。また、キャッシュレス会計システムを導入し利便性を高めるとともに、多彩なプログラムの提供、使用者の満足感や充実感が高まるプログラムの開発を進めます。

(3) 施設を活用した振興策

- ①運営全般について、これまでにない新たな視点や取組み
 - (ア) 使用者の「幸福度」が高まる体験活動の充実を図り、使用者一人ひとりのウェルビーイン グの向上をめざします。
 - (イ) SDG s の趣旨を取り入れた体験活動を通じて、持続可能な社会の維持・発展に資するプログラムを開発します。
 - (ウ) 共生社会の実現に向けた支援事業を展開するとともに、すべての使用者が快適に活動できるよう合理的配慮の提供を進めます。

②施設の効用を最大限に発揮できる自主事業の具体的な取組み

- (ア) 豊かな自然環境を生かした体験活動
 - ・ふれあいキャンプ ・天体観測 ・地引網体験 ・野鳥植物観察 等
- (イ) 恵まれた施設設備を生かした創作活動等
 - ・陶芸教室 ・木工教室 ・ロックフェスタ ・インラインスケート 等
- (ウ) 地域との連携を生かした協働活動
 - ・マリンスポーツ体験 ・喫茶サービス ・ボッチャ ・モルック 等

(4)維持管理業務

①維持管理業務の実施計画

(ア) 実施の方針

中・長期的な整備計画の策定とともに、日常的な保守点検を徹底します。

(イ)各業務(清掃業務 防災、保守・保安・警備業務 物品管理業務 行政財産使用料業務) 使用者が安全かつ安心して、快適に施設利用ができるよう、必要に応じた業務委託を行い、 円滑に管理運営を進めます。

②業者選定の基本的な考え方

信頼される業者が選定できるよう、県登録業者から公正に選定します。

(5) 開館日、入退所時間等

- ①開館日は、毎月第1、3、5月曜日及び年末年始(12月28日~1月4日)除き、毎日開館します。
- **②入所・退所時間は、**使用者の希望に応じて弾力的に対応します。

(6) 使用者や地域住民等の意見等

①使用者の意見等 ②地域住民の意見等

アンケート実施により、使用者のニーズ等を把握するとともに、地域行事等への参加を通じて、地域の意見等を直接聴き取り、地域に根差した運営に取り組みます。

(7) 県内の同種の施設や地域との連携

①県内の同種の施設との連携 ②地域との連携

県内の各青少年自然の家、光スポーツ交流村等と情報交換等を図り、質の高い施設運営に生かすとともに、教育機関等との連携を強化し、地域連携教育の推進や地域の産業文化の振興に資する円滑な事業展開など、地域と一体となった運営を進めます。

3 施設の管理に係る経費の縮減

(1)維持管理経費の縮減策

①人件費・物件費の経費縮減

業務の見直し等による必要な職員の雇用、退職教職員等の採用、また、施設の日常点検の徹底により、人件費、修繕費等のコストパフォーマンスの向上を図ります。

②外部委託の経費縮減

職員による実施可能な点検を行いながら、業務委託では入札を行い、経費縮減につなげます。

③物品調達における経費縮減

財団規程等に準じ入札による業者選定を行うとともに、年度当初の単価契約、物価や市場動 向を踏まえた契約により経費縮減を図ります。

(2)利用料金額

条例を遵守し、定められた金額を徴収します。また、減免制度の適用により施設の利用促進を 図ります。

(3) 5か年の収支計画

| 年 度 | R 8 | R 9 | R10 | R11 | R12 | 合 計 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収 入 | 115,793 | 117,622 | 119,392 | 121,052 | 122,961 | 596,820 |
| 内指定管理料 | 94,393 | 95,372 | 96,292 | 97,102 | 98,161 | 481,320 |
| 支 出 | 115,793 | 117,622 | 119,392 | 121,052 | 122,961 | 596,820 |

4 必要な人的体制及び経済的基礎

(1)組織体制・職員の配置計画

①組織図・職員配置 ②職員の雇用形態・人数

所長(総括) - 事務長(庶務会計) - 主査(企画調整担当)

<管理部門>管理主任、事務員2名、事務補助員1名

<指導部門>指導主任、指導専門員4名

※全職常勤とし、事務員、事務補助員、指導専門員は会計年度雇用職員

③職員の勤務体制

当財団就業規程、関係諸法に基づいた適正な勤務体制により、施設を運営します。

(2) 所長及び指導職員の確保と配置等

①所長

豊かな教職経験と組織マネジメント力の高い校長経験者を確保し、配置します。

②指導職員

教育機関等での指導実績等のある総合力の高い指導主任及び、自然体験活動等に興味関心の 高い、ホスピタリティーあふれる指導専門員を確保し、配置します。

(3) 職員の指導育成及び研修体制

①基本方針 ②研修体制

職員としての専門性、資質能力の向上に向け、OJTや研修制度の活用、各種研修会の成果還元等、組織的、計画的、効果的な研修を実施し、職員の育成を図ります。

(4) 施設勤務経験者の活用等

職員のこれまでの豊富な経験や知識等が組織に生かされるよう、継続雇用や再雇用を進め、 より質の高い管理運営につなげます。

(5) 応募団体の財務状況

当財団の財務状況は、事業実施のための安定性かつ健全性の高い財務基盤を構築していると 考えています。

5 その他

(1)個人情報保護に対する対応

①基本方針 ②具体的な対応 ③個人情報の活用と使用者の承諾

使用者の権利権益の保護のため、法令等の遵守、組織上の責任の明確化、職員研修等を実施するとともに、情報活用の際には、使用者への目的説明、承諾を得ます。

(2) 使用者の安全対策やけがをしたとき等の対応

①基本方針

安全点検の徹底、緊急事態への適切な対応、危機管理意識の向上等に取り組み、使用者の安全、安心を確保します。

②具体的な安全対策

あらゆるリスクを想定し、未然防止の徹底を図るとともに、危機管理マニュアル、感染症対 策マニュアル等の不断の見直しとともに、職員の危機管理意識の醸成を図ります。

また、使用者には事前に安全指導を行い、入所中も適宜適切に注意喚起を行います。

(3) 災害や事故発生時、事故時の対応

①基本方針

災害、事故発生時には、被害を最小限に止めるために、全職員による迅速、的確な初期対応により、使用者の安全、安心を確保します。

②具体的な取組

起こりうる災害、事故を想定した実際的な訓練を実施し、職員の危機管理意識の醸成と初期 対応力を高めるとともに、関係機関と緊密に連携を図り、組織的対応により、迅速で的確、適切 に、使用者の安全、安心を確保します。